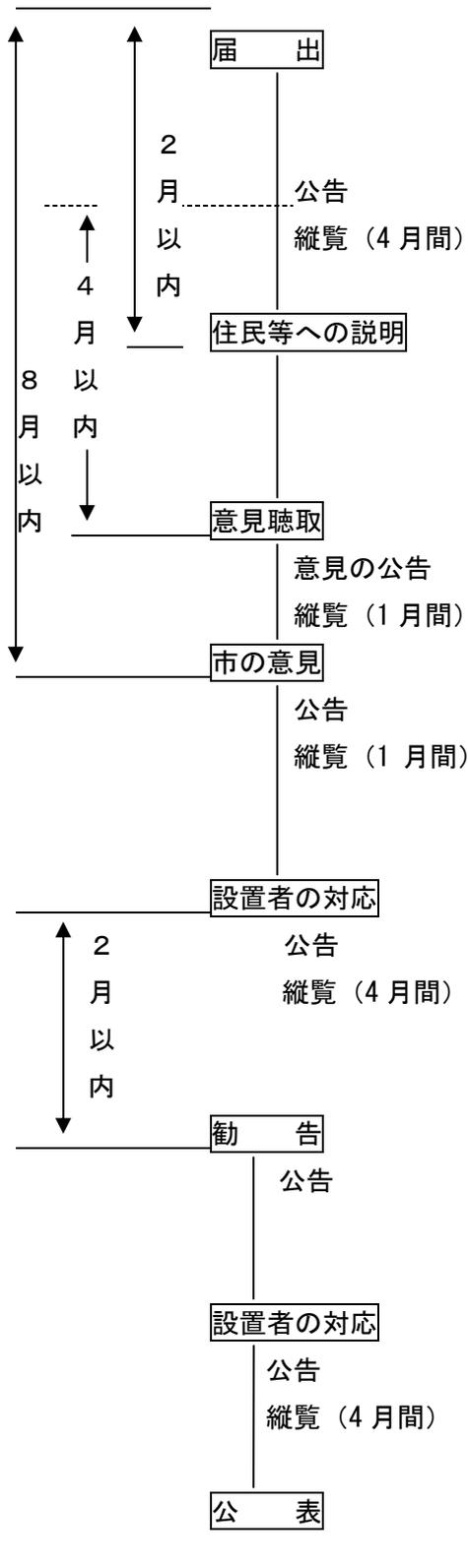


★新設、変更（法第6条第2項、法附則第5条第1項）



・大規模小売店舗の新設、増床、施設の配置又は運営方法の変更をする場合は、市に届け出る。

・届出者は、届出の日から2月以内に届出内容を周知させる説明会を開催する（本市では1月以内の開催を求めている。）

・住民等は、届出の公告の日から4月以内に書面により市に意見を述べるができる。

・市は、届出の日から8月以内に、届出者に対し意見を述べる。意見なしの場合はその旨を通知する。
（意見なしの場合は、この通知がされた時点で店舗の新設及び変更事項の実施が可能となる。）

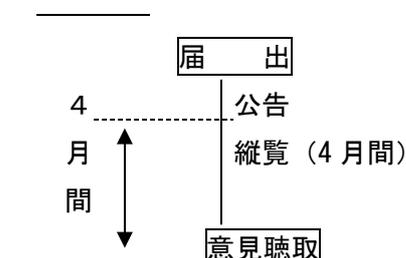
・市が意見を述べた場合は、届出者は市の意見に対する対応として変更届又は変更しない旨の通知を提出する。
（この届出又は通知から2月を経過した後でなければ開店及び変更事項の実施はできない。）

・市は、変更届又は変更しない旨の通知から2月以内に届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

・設置者は、勧告に対する届出事項の変更届を提出する。

・設置者が勧告に従わなかったときは、市はその旨を公表する。

★変更（法第6条第1項）



・住民等は、届出の公告の日から4月以内に書面により市に意見を述べることができる。